



本訴 令和4年(ワ)第4399号 請求異議事件

本訴原告 医療法人財団 幹和会 代表者理事長 鬼武 義幹

本诉被告 多 田 雅 史

(基本事件 名古屋地方裁判所令和2年(ワ)第4729号損害賠償請求事件, 名古屋高等裁判所令和3年(ネ)第702号損害賠償請求控訴事件)

答弁書

名古屋地方裁判所 民事第5部 ハB係 御中

令和4年11月16日

反訴原告(本诉被告)

多田雅史

第1 請求の趣旨に対する答弁

1 請求の趣旨第1項の訴えは不適法のため却下する。

2 訴訟費用は本訴原告の負担とする。

との判決を求める。

第2 請求の原因に対する認否及び本诉被告(反訴原告)の主張

以下の理由により、すべて争う。

1 原判決について

(1) 本訴は、標記の基本事件について、医師法19条1項が定める反诉被告の医師の応招義務違反に係る損害賠償請求事件(確定判決の名古屋高等裁判所令和3年(ネ)第702号損害賠償請求控訴事件、以下「原判決」という、甲1)において、反诉被告は損害賠償責任が確定したが損害賠償金の支払いを拒否したため、反訴原告が、令和4年10月5日、原判決の執行文付与に基づき強制執行を申立て(令和4年(執イ)第5



56号、甲5)、同17日、同執行が開始されたところ(同)、反訴被告が、同21日、同強制執行停止を申立て(令和4年(モ)第459号強制執行停止申立事件、乙2)、併せて、請求異議本訴したものである。

(2) 原判決は、令和2年3月31日に生じた同法が定める反訴被告の医師の応招義務違反に係る損害賠償請求事件であり、不法行為による損害賠償債権を判示したものである(乙3)。

2 旧民法509条は自働債権と不法行為により生じた受働債権の相殺を禁止していること

(1) 原判決事件(医師の応招義務違反事件)は、令和2年3月31日、発生し、改正民法の施行前であり、民法附則(平成二九年六月二日法律第四四号)26条(相殺に関する経過措置)により、本件の受働債権は、改正民法の施行日前に債権が生じた場合におけるその債権を受働債権とする相殺に係るものであり、旧民法509条が適用される。旧民法509条は「債務が不法行為によって生じたときは、その債務者は、相殺をもって債権者に対抗することができない。」としており、その立法趣旨は、最高裁判例(乙1)により、「民法五〇九条は、不法行為の被害者をして現実の弁済により損害の填補を受けしめるとともに、不法行為の誘発を防止することを目的とするものであるから、不法行為に基づく損害賠償債権を自働債権とし不法行為による損害賠償債権以外の債権を受働債権として相殺をすることまでも禁止する趣旨ではないと解するのを相当する。」とされている。

(2) 一方、反訴被告は、訴状訂正申立書(補充書)の[訂正の理由]で、「本件は、そもそも強制執行による権利の実現に馴染まない事案であり、原告としては、強制執行費用を含む全額の任意弁済に応じる考えはない。しかし、不法行為債権を受働債権とする相殺は、現行民法509条において一律に禁止されていないものの、本件には、改正前民法509条が適用され、少なくとも原告の被告に対する不法行為債務の相殺の可否が



争点となる可能性があるので、当該部分に限り弁済による消滅を補充して主張する。」としているとおり、旧民法509条により不法行為に基づく受働債権による相殺を主張している。

(3) しかし、上記最判は、「不法行為に基づく損害賠償債権を自働債権とし不法行為による損害賠償債権以外の債権を受働債権として相殺をすることまでも禁止する趣旨ではない」として、不法行為による損害賠償債権以外の債権を受働債権として相殺の可能性を指摘しているが、本訴のように、原判決の不法行為による損害賠償債権（医師法の応招義務違反の不法行為に基づく債権）を自働債権として、原判決の同じ不法行為による反対債権を受働債権として相殺できないことが判示されている。したがって、旧民法509条は自働債権と不法行為により生じた受働債権の相殺を禁止しているため、反訴被告が主張する争点は、元から存在せず、本訴請求は不適法である。

(4) よって、以下のとおり、上記自働債権の消滅は認められない。

ア 反訴被告は、甲6の送金により、上記自働債務が消滅したと主張し、又、原判決の訴訟費用による自働債権との相殺を企図するが訴訟費用は確定しておらず、かつ、旧民法509条では不法行為に基づく受働債権による相殺はできないため、自働債権の消滅は認められない。

イ また、反訴被告は、「任意弁済に応じない」との意志を重ねて強く表明しており、強制執行日の令和4年10月17日にも、成田慎一強制執行官に対し（甲5）、「任意弁済に応じない」と回答し、同執行官により強制執行が開始され（民執法122条）、動産が差押えられ、同年11月7日、競売される予定となった以上（同法123条）、自働債権の消滅は認められない。

ウ さらに、反訴被告の甲6の送金は、反訴被告が「任意弁済に応じない」との意思を表明しているため、意味不明であり、かつ、本書作成時点で、反訴原告の銀行口座への甲6の入金は確認できないため、自



働債権の消滅は認められない。

(5) 上記最判は、「民法五〇九条は、不法行為の被害者をして現実の弁済により損害の填補をうけしめるとともに、不法行為の誘発を防止することを目的とするものである・・・」とするとおり、同法の立法趣旨は、第1に不法行為の被害者が現実の弁済により損害の補填を受けること、第2に不法行為の誘発を防止することである。したがって、原判決の強制執行の目的は、反訴被告が、原判決に不服を持ち上告審まで争い（甲3）、かつ、原判決が確定しても任意弁済に応じないため、医師法の応招義務違反の事実を反省しておらず、再び、同法違反を重ねることがないようにすること、すなわち、同じ不法行為の誘発を防止することにある。

よって、反訴被告は医師法の応招義務違反による損害賠償金に応じたという事実を隠蔽する企図があり、反訴被告の強制執行停止申立及び本訴は強制執行を妨害して遅延させることだけが目的の不適法なものであるため、直ちに、本訴を却下し（一時判決）、損害賠償債権の金額の多少とは関係なく、速やかに、強制執行が再開されるべきである。

(6) なお、新民法509条2号でも「二人の生命又は身体の侵害による損害賠償の債務」は相殺をもって債権者に対抗することができない、とされており、原判決の損害賠償債権は、医師法19条の応招義務違反に係る人の生命又は身体の侵害による損害賠償の債権であり（乙3）、受働債権と相殺できないため、反訴被告の強制執行停止申立及び本訴は不適法なものである。

第3 反訴について

反訴原告は、本答弁書に併せて、強制執行停止及び本訴により生じた損害について、反訴被告に対し損害賠償を求め反訴する。

反訴状（請求異議反訴事件）、証拠説明書及び付属書類の乙号証により、詳細を述べる。



付属書類

- 乙1 最高裁判例 昭和40(オ)437 家屋明渡等請求 昭和42年
11月30日 最高裁判所第一小法廷 判決
- 乙2 決定 令和4年(モ)第459号強制執行停止申立事件
- 乙3 控訴状 原判決における控訴状

以上